

雄武町地域防災計画

【地震・津波災害対策編】

雄武町防災会議

目 次

第1章 総則	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の構成	3
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 用語の定義	3
第5節 計画の修正要領	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第7節 住民及び事業者の基本的責務等	3
第8節 雄武町における地震の想定	4
第9節 雄武町における想定地震津波	8
第10節 震災に対する調査研究の推進	14
第2章 雄武町の概況	17
第1節 自然的条件	17
第2節 災害の概況	17
第3章 防災組織	21
第1節 防災会議	21
第2節 災害情報連絡室	21
第3節 災害対策本部	21
第4節 配備体制	21
第5節 住民組織等の活用	22
第4章 災害予防計画	25
第1節 住民の心構え	25
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	29
第3節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	33
第4節 防災訓練計画	34
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	35
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	35
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	35
第8節 避難体制整備計画	36
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	37
第10節 情報収集・伝達体制整備計画	37
第11節 津波災害予防計画	38
第12節 火災予防計画	43
第13節 危険物等災害予防計画	45
第14節 建築物災害予防計画	50
第15節 土砂災害の予防計画	51

第 16 節	液状化災害予防計画	52
第 17 節	積雪・寒冷対策計画	53
第 18 節	業務継続計画	53
第 19 節	複合災害に関する計画	53
第 5 章	災害応急対策計画	57
第 1 節	災害情報収集・伝達計画	57
第 2 節	災害通信計画	71
第 3 節	災害広報・情報提供計画	71
第 4 節	避難対策計画	72
第 5 節	応急措置実施計画	74
第 6 節	地震火災等対策計画	75
第 7 節	津波災害応急対策計画	77
第 8 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	79
第 9 節	広域応援・受援計画	79
第 10 節	ヘリコプター等活用計画	79
第 11 節	救助救出計画	79
第 12 節	医療救護計画	79
第 13 節	防疫計画	79
第 14 節	災害警備計画	79
第 15 節	交通応急対策計画	79
第 16 節	輸送計画	79
第 17 節	食料供給計画	80
第 18 節	給水計画	80
第 19 節	衣料、生活必需物資供給計画	80
第 20 節	石油類燃料供給計画	80
第 21 節	電力施設災害応急計画	80
第 22 節	ガス施設災害応急計画	80
第 23 節	上下水道施設対策計画	80
第 24 節	応急土木対策計画	80
第 25 節	被災建築物安全対策計画	81
第 26 節	被災宅地安全対策計画	83
第 27 節	住宅対策計画	83
第 28 節	障害物除去計画	83
第 29 節	文教対策計画	83
第 30 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	83
第 31 節	家庭動物等対策計画	83
第 32 節	応急飼料計画	83
第 33 節	廃棄物等処理計画	83
第 34 節	災害ボランティアとの連携計画	83

第 35 節	労務供給計画.....	84
第 36 節	職員派遣計画.....	84
第 37 節	災害救助法の適用と実施.....	84
第 6 章	災害復旧・被災者援護計画.....	87
第 1 節	災害復旧計画.....	87
第 2 節	被災者援護計画.....	87

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

風水害等災害対策編「第1章 第1節 計画策定の目的」を準用する。

第2節 計画の構成

風水害等災害対策編「第1章 第2節 計画の構成」を準用する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

風水害等災害対策編「第1章 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 用語の定義

風水害等災害対策編「第1章 第4節 用語の定義」を準用する。

第5節 計画の修正要領

風水害等災害対策編「第1章 第5節 計画の修正要領」を準用する。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等災害対策編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

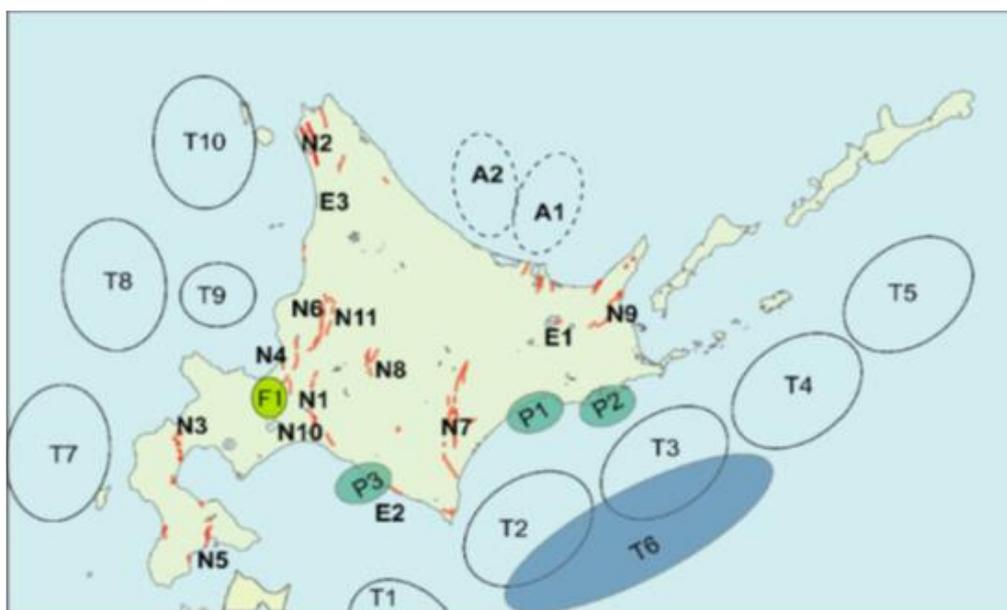
第7節 住民及び事業者の基本的責務等

風水害等災害対策編「第1章 第7節 住民及び事業者の基本的責務等」を準用する。

第8節 雄武町における地震の想定

北海道が平成30年2月に公表した「平成28年度地震被害想定調結果報告書」によると、想定地震の中で、本町の地表における震度（評価単位最大）が5.0以上となるなど、大きな被害を及ぼす可能性の高い地震の概要は、次のとおりである。

なお、当該報告書では、本町に最も近い海域で発生する網走・紋別沖（A1～A2）（内陸型地震）について、被害想定はなされていない。



第1 海溝型地震

1 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952年マグニチュード8.2、2003年マグニチュード8.0の「平成15年（2003年）十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は、マグニチュード8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は9%とされている。

2 留萌沖 (T9)

留萌沖では、1947年にマグニチュード6.7の地震が起きている。また、1792年後志の津波（マグニチュード7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、マグニチュード7クラスの地震が発生する領域とみられている。

3 北海道北西沖 (T10)

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、マグニチュード7.8程度の地震が発生すると考えられている。

【雄武町の地震被害想定（海溝型地震、冬期の早朝5時に発生した場合）】

被害想定項目		小項目	十勝沖の地震	北海道北西沖 (モデル No.2)の地震	北海道留萌沖 (走向N225° E、モデル No.2)の地震
地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.4	5.3	5.3
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	4箇所	1箇所	0箇所
		崩壊危険度C(箇所)	8箇所	11箇所	12箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	0棟
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数		1棟未満	1棟未満	1棟未満	
火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	0人
		重傷者数	1人未満	1人未満	0人
		軽傷者数	1人未満	1人未満	0人
	避難者数	避難所生活者数	1人	1人未満	1人未満
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数計		2人	1人未満	1人未満	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(1日後)	1人	1人未満	1人未満
		断水世帯数(2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(2日後)	1人	1人未満	1人未満
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.4km
		機能支障世帯数	20世帯	19世帯	18世帯
		※機能支障人口	43人	42人	40人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—		
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	3箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所

※ 端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。

※ 上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。

第2 内陸型地震

1 サロベツ断層帯 (N2)

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町にかけての断層及び伏在断層からなる。地震断層は東傾斜の低角逆断層で、全体として、マグニチュード 7.6 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 4% で、この値は、我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。より北方の稚内市付近にまで変動が及んでいるという指摘もある。

2 増毛山地東縁断層帯 (N6)

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、マグニチュード 7.8 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 0.6% で、この値は、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

3 十勝平野断層帯 (N7)

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て、幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、マグニチュード 8 程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、マグニチュード 7.2 程度の地震が想定される。30 年以内の地震発生確率は主部が最大 0.2%、光地園断層が最大 0.4% で、この値は、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

4 網走・紋別沖 (A1～A2)

オホーツク海の網走沖 (A1) 及び紋別沖 (A2) には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は、北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約 60km、東傾斜の逆断層と推定される。一方、紋別沖は、紋別沖構造線と呼ばれ、延長約 70km で同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

【雄武町の地震被害想定（内陸型地震、冬期の早朝5時に発生した場合）】

被害想定項目		小項目	十勝平野断層帯主部(モデル45_5)の地震	増毛山地東縁断層帯(モデル45_2)の地震	サロベツ断層帯(北延長、モデル30_2)の地震
地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.5
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	4箇所
		崩壊危険度C(箇所)	12箇所	12箇所	8箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数		1棟未満	1棟未満	1棟未満	
火災被害		全出火件数	0件	0件	1件未満
		炎上出火件数	0件	0件	1件未満
		焼失棟数	0棟	0棟	1棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	1人未満
		揺れによる重傷者数	0人	0人	1人未満
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	1人未満
		火災による重傷者数	0人	0人	1人未満
		火災による軽傷者数	0人	0人	1人未満
	計	死者数	0人	0人	1人未満
		重傷者数	0人	0人	1人未満
		軽傷者数	0人	0人	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	3人
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	2人	
避難者数計		1人未満	1人未満	4人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	2世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	4人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	4世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	9人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	4世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	8人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.6km
		機能支障世帯数	16世帯	17世帯	23世帯
		※機能支障人口	35人	37人	50人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	3箇所	4箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	6箇所	8箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所

※ 端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。

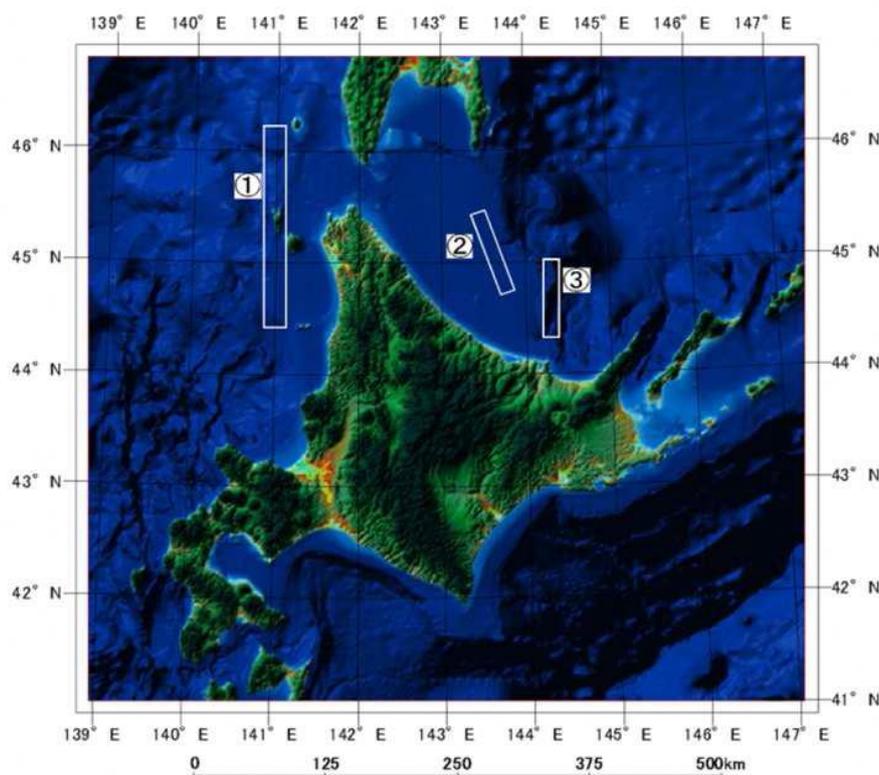
※ 上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。

第9節 雄武町における想定地震津波

第1 想定地震

北海道が平成22年度に実施した「津波シミュレーション及び被害想定調査業務（オホーツク海沿岸）報告書」では、オホーツク海沿岸において影響の大きいと考えられる次の3つの想定地震を対象に各地の浸水深分布、津波到達時間等を予測している。

地震モデル	位置付け
①北海道北西沖（沿岸側）の地震	地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル
②紋別沖の地震	地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル
③網走沖の地震	地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル



想定地震に伴う津波シミュレーションでは、本町から興部町においては、雄武漁港を境に北側では紋別沖の地震（ -20° ）の影響が大きく、南側では網走沖の地震（ 0° ）、網走沖の地震（ -10° ）による影響が大きいことが予想された。

また、本町では、沿岸に到達する津波は最大で8mを超えると予想された。

紋別沖の地震（ -20° ）による津波到達時間は、最短で地震発生後、約40分で沿岸域に到達することが予想された。

なお、北海道北西沖（沿岸側）の地震では、雄武町には大きな影響がないと予想された。

第2 想定地震別の津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高

1 紋別沖の地震 (-20°)

市町村名	地名	影響 開始時間 (分) ±20cm	陸域被害 警戒時間 (分) +1.0m	第一波 到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
雄武町	幌内漁港	27	34	39	9.0
	音稲府岬	27	34	38	7.3
	魚田	28	34	39	8.6
	元稲府漁港	28	35	39	7.1
	雄武漁港	28	35	39	7.2
	川尻	29	36	39	7.3
	元沢木	28	35	37	7.1
	沢木漁港	28	35	38	7.5

2 網走沖の地震 (0°)

市町村名	地名	影響 開始時間 (分) ±20cm	陸域被害 警戒時間 (分) +1.0m	第一波 到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
雄武町	幌内漁港	48	52	56	7.6
	音稲府岬	46	51	53	6.2
	魚田	46	50	53	6.4
	元稲府漁港	46	51	53	5.5
	雄武漁港	45	50	53	7.8
	川尻	45	51	54	6.7
	元沢木	43	49	52	7.6
	沢木漁港	42	48	51	9.2

3 網走沖の地震 (-10°)

市町村名	地名	影響 開始時間 (分) ±20cm	陸域被害 警戒時間 (分) +1.0m	第一波 到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
雄武町	幌内漁港	48	53	57	8.3
	音稲府岬	47	52	53	7.0
	魚田	46	51	53	7.6
	元稲府漁港	46	52	53	8.1
	雄武漁港	46	51	52	7.6
	川尻	45	51	54	8.0
	元沢木	43	49	52	7.1
	沢木漁港	42	48	51	8.4

※ 影響開始時間と津波到達時間

- ・影響開始時間は、地震発生から、海岸・海中の人命に影響が出るおそれのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間。
 - ・陸域被害警戒時間は、陸域で越波・越流、浸水等の被害が発生する可能性がある時間を示している。
- 具体的には、海外近くにおいて初期水位からの水位上昇が1mに達する地震発生からの時間。第一波で水位上昇が1mに達しない場合は、津波第一波のピークが海外に達するまでの時間とする。

第3 被害想定結果（建物被害）

1 建物被害（構造物の効果あり）

市町村名	想定地震	全壊（棟）	半壊（棟）	床上（棟）	床下（棟）
雄武町	紋別沖（-20°）	283	75	220	101
	網走沖（0°）	264	72	234	73
	網走沖（-10°）	195	81	196	62

：最大被害を発生させる地震

2 建物被害（構造物の効果なし）

市町村名	想定地震	全壊（棟）	半壊（棟）	床上（棟）	床下（棟）
雄武町	紋別沖（-20°）	354	73	279	97
	網走沖（0°）	357	80	277	74
	網走沖（-10°）	292	76	206	70

：最大被害を発生させる地震

第4 被害想定結果（人的被害）

1 人的被害（死者数：構造物の効果あり）

市町村名	想定地震	低・夏（人）	低・冬（人）	高・夏（人）	高・冬（人）
雄武町	紋別沖（-20°）	21	17	1	1
	網走沖（0°）	20	16	1	1
	網走沖（-10°）	14	11	1	1

：最大被害を発生させる地震

※ 被害予測結果の数値は、整数に丸めている。「0」と表記された場合でも人的被害はゼロではない場合がある。

※ 「低・夏」：避難意識が低い場合で夏の昼の場合の死者数

※ 「低・冬」：避難意識が低い場合で冬の夜の場合の死者数

※ 「高・夏」：避難意識が高い場合で夏の昼の場合の死者数

※ 「高・冬」：避難意識が高い場合で冬の夜の場合の死者数

2 人的被害（死者数：構造物の効果なし）

市町村名	想定地震	低・夏（人）	低・冬（人）	高・夏（人）	高・冬（人）
雄武町	紋別沖（-20°）	28	22	3	2
	網走沖（0°）	28	23	3	2
	網走沖（-10°）	20	16	1	1

：最大被害を発生させる地震

※ 被害予測結果の数値は、整数に丸めている。「0」と表記された場合でも人的被害はゼロではない場合がある。

※ 「低・夏」：避難意識が低い場合で夏の昼の場合の死者数

※ 「低・冬」：避難意識が低い場合で冬の夜の場合の死者数

※ 「高・夏」：避難意識が高い場合で夏の昼の場合の死者数

※ 「高・冬」：避難意識が高い場合で冬の夜の場合の死者数

3 人的被害（負傷者数：構造物の効果あり）

市町村名	想定地震	重傷・夏（人）	重傷・冬（人）	中等・夏（人）	中等・冬（人）
雄武町	紋別沖（-20°）	20	17	49	40
	網走沖（0°）	19	15	46	37
	網走沖（-10°）	15	12	37	29

：最大被害を発生させる地震

※ 被害予測結果の数値は、整数に丸めている。「0」と表記された場合でも人的被害はゼロではない場合がある。

※ 「重傷・夏」：夏の昼の場合の重傷者数

※ 「重傷・冬」：冬の夜の場合の重傷者数

※ 「中等・夏」：夏の昼の場合の中等傷者数

※ 「中等・冬」：冬の夜の場合の中等傷者数

4 人的被害（負傷者数：構造物の効果なし）

市町村名	想定地震	重傷・夏（人）	重傷・冬（人）	中等・夏（人）	中等・冬（人）
雄武町	紋別沖（-20°）	26	20	62	49
	網走沖（0°）	26	20	63	49
	網走沖（-10°）	22	17	52	41

：最大被害を発生させる地震

※ 被害予測結果の数値は、整数に丸めている。「0」と表記された場合でも人的被害はゼロではない場合がある。

※ 「重傷・夏」：夏の昼の場合の重傷者数

※ 「重傷・冬」：冬の夜の場合の重傷者数

※ 「中等・夏」：夏の昼の場合の中等傷者数

※ 「中等・冬」：冬の夜の場合の中等傷者数

第5 被害想定結果（道路被害）

1 道路被害（被害延長：構造物の効果あり）

市町村名	総延長 (km)	想定地震	被害延長 (km)
雄武町	367.52	紋別沖 (-20°)	110.96
		網走沖 (0°)	31.87
		網走沖 (-10°)	19.49

：最大被害を発生させる地震

※ 自動車の通行可能な道路について、交差点間の一部でも浸水する道路を抽出

2 道路被害（被害延長：構造物の効果なし）

市町村名	総延長 (km)	想定地震	被害延長 (km)
雄武町	367.52	紋別沖 (-20°)	119.35
		網走沖 (0°)	49.13
		網走沖 (-10°)	21.31

：最大被害を発生させる地震

※ 自動車の通行可能な道路について、交差点間の一部でも浸水する道路を抽出

3 道路被害（被害区間：構造物の効果あり）

市町村名	区間数 (区間)	想定地震	被害区間 (区間)
雄武町	175	紋別沖 (-20°)	37
		網走沖 (0°)	24
		網走沖 (-10°)	19

：最大被害を発生させる地震

※ 自動車の通行可能な道路について、交差点間の一部でも浸水する道路を抽出

4 道路被害（被害区間：構造物の効果なし）

市町村名	区間数 (区間)	想定地震	被害区間 (区間)
雄武町	175	紋別沖 (-20°)	52
		網走沖 (0°)	43
		網走沖 (-10°)	25

：最大被害を発生させる地震

※ 自動車の通行可能な道路について、交差点間の一部でも浸水する道路を抽出

5 道路被害（緊急輸送道路の浸水区間）

市町村名	地区名	紋別沖 (-20°)		網走沖 (0°)		網走沖 (-10°)	
		構造物 効果あり	構造物 効果なし	構造物 効果あり	構造物 効果なし	構造物 効果あり	構造物 効果なし
雄武町	字北幌内	○	○	○	○	○	○
	字幌内	○	○	○	○	○	○
	字北雄武	○	○	○	○	○	○
	字南雄武	○	○	○	○	○	○

※ 緊急輸送道路について、浸水する区間を抽出

※ 「○」：浸水区間があり。

※ 「-」：浸水区間がない。

第6 被害想定結果（ライフライン重要拠点施設被害）

1 ライフライン重要拠点施設被害（上水道：構造物の効果あり）

市町村名	上水道施設数 (箇所)	想定地震	被害上水道施設数 (箇所)
雄武町	14	紋別沖 (-20°)	0
		網走沖 (0°)	0
		網走沖 (-10°)	0

※ 上水道の拠点施設のうち浸水域内に位置する施設数を表している。

2 ライフライン重要拠点施設被害（上水道：構造物の効果なし）

市町村名	上水道施設数 (箇所)	想定地震	被害上水道施設数 (箇所)
雄武町	14	紋別沖 (-20°)	0
		網走沖 (0°)	0
		網走沖 (-10°)	0

※ 上水道の拠点施設のうち浸水域内に位置する施設数を表している。

3 ライフライン重要拠点施設被害（下水道：構造物の効果あり）

市町村名	下水道施設数 (箇所)	想定地震	被害下水道施設数 (箇所)
雄武町	7	紋別沖 (-20°)	6
		網走沖 (0°)	6
		網走沖 (-10°)	6

※ 下水道の拠点施設のうち浸水域内に位置する施設数を表している。

4 ライフライン重要拠点施設被害（下水道：構造物の効果なし）

市町村名	下水道施設数 (箇所)	想定地震	被害下水道施設数 (箇所)
雄武町	7	紋別沖 (-20°)	6
		網走沖 (0°)	6
		網走沖 (-10°)	6

※ 下水道の拠点施設のうち浸水域内に位置する施設数を表している。

5 ライフライン重要拠点施設被害（電力：構造物の効果あり）

市町村名	電力施設数 (箇所)	想定地震	被害電力施設数 (箇所)
雄武町	2	紋別沖 (-20°)	0
		網走沖 (0°)	0
		網走沖 (-10°)	0

※ 電力の拠点施設のうち浸水域内に位置する施設数を表している。

6 ライフライン重要拠点施設被害（電力：構造物の効果なし）

市町村名	電力施設数 (箇所)	想定地震	被害電力施設数 (箇所)
雄武町	2	紋別沖 (-20°)	0
		網走沖 (0°)	0
		網走沖 (-10°)	0

※ 電力の拠点施設のうち浸水域内に位置する施設数を表している。

第7 被害想定結果（農地被害）

1 農地被害（構造物の効果あり）

市町村名	農作物 単価 (千円 /ha)	紋別沖 (-20°)		網走沖 (0°)		網走沖 (-10°)	
		浸水面積 (ha)	被害金額 (千円)	浸水面積 (ha)	被害金額 (千円)	浸水面積 (ha)	被害金額 (千円)
雄武町	711	104.68	74,427	83.25	59,187	57.65	40,988

：最大被害を発生させる地震

※ 単位面積当たりの農作物単価、浸水面積と被害金額を表している。

2 農地被害（構造物の効果なし）

市町村名	農作物 単価 (千円 /ha)	紋別沖 (-20°)		網走沖 (0°)		網走沖 (-10°)	
		浸水面積 (ha)	被害金額 (千円)	浸水面積 (ha)	被害金額 (千円)	浸水面積 (ha)	被害金額 (千円)
雄武町	711	107.48	76,421	87.05	61,895	57.65	40,988

：最大被害を発生させる地震

※ 単位面積当たりの農作物単価、浸水面積と被害金額を表している。

第10節 震災に対する調査研究の推進

防災に係る見地から、研究機関、大学等における地震・津波災害に関する科学技術及び研究の成果等を参考としながら、町周辺の活断層の状況や大規模地震が発生した場合に予想される危険地域の状況等について、北海道、関係機関等との緊密な連携のもとに、調査、研究を進める。

第2章 雄武町の概況

第2章 雄武町の概況

第1節 自然的条件

風水害等災害対策編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第2節 災害の概況

本町では、過去に大きな地震・津波災害は発生していない。

第3章 防災組織

第3章 防災組織

第1節 防災会議

風水害等災害対策編「第3章 第1節 防災会議」を準用する。

第2節 災害情報連絡室

風水害等災害対策編「第3章 第2節 災害情報連絡室」を準用するほか、次により実施する。

第1 災害情報連絡室の設置基準

町長は、災害や事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準のいずれかに該当し、必要と認めるときは、町本部へ円滑に移行できる組織として災害情報連絡室を設置し、災害応急対策を実施する。

- 1 本町に震度3の地震が発生したとき。
- 2 その他、町長が災害情報連絡室の設置が必要と認めたとき。

第3節 災害対策本部

風水害等災害対策編「第3章 第3節 災害対策本部」を準用するほか、次により実施する。

第1 設置基準

町本部は、災害時、町の区域において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- 1 オホーツク総合振興局地域に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 2 オホーツク海沿岸に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。
- 3 道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

第4節 配備体制

風水害等災害対策編「第3章 第4節 配備体制」を準用するほか、次により実施する。

第1 町本部の非常配備体制

- 1 町本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。ただし、町本部を設置しない場合の災

害であっても、町長が必要と認めたときは、次の基準により非常配備体制をとることができる。

【非常配備基準】

種別	配備時期	活動内容	配備要員	備考
第一非常配備 (準備)	災害情報連絡室の設置基準のとおり	災害情報連絡室の所掌業務のとおり	災害情報連絡室の組織のとおり	災害情報連絡室の設置
第二非常配備 (警戒)	1 本町沿岸部に津波警報が発表されたとき。 2 本町に震度4の地震が発生したとき。	1 第一非常配備の活動内容を継続 2 北海道及び防災関係機関との連絡調整 3 避難指示等の判断・伝達 4 避難対策 5 災害応急対策	各対策部 ※第三非常配備へ迅速に移行できる体制を確保する。	町本部の設置前
第三非常配備 (出動)	町本部の設置基準のとおり	災害応急対策	各対策部 (全職員)	町本部の設置

※ 被害の状況等により、上記基準により難しいと認められる場合は、臨機応変の配備体制をとる。

- 2 各部長は、非常配備の職員の招集に備えて、所属職員の住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

第5節 住民組織等の活用

風水害等災害対策編「第3章 第5節 住民組織等の活用」を準用する。

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

第1節 住民の心構え

第1 基本方針

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災、平成30年9月の胆振東部地震の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を実践していく必要がある。

第2 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、マスク・消毒液等の衛生用品等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、我が身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いて素早く火の始末をする。
- (4) 火が出たら、まず消火する。
- (5) 慌てて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀の脇、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。

- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第3 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を取ること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いて素早く火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第4 集客施設で取るべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) 慌てて出口・階段等に殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明等の下からは退避すること。

第5 屋外で取るべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

第6 運転者の取るべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第7 津波に対する心得

1 住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応を取る。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は、第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 津波警報等の発表時に取るべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を緩めず、岸壁等に近づかない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

第1 基本方針

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握等地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 地震に強いまちづくり

- 1 町は、防災関係機関と連携し、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動上重要となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、漁港等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等、防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町は、国及び北海道と連携し、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 町は、防災関係機関及び施設管理者と連携し、大規模集客施設等の不特定多数の者が利用する市街地の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第3 建築物の安全化

- 1 町は、雄武町耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 町は、防災拠点や学校等の公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 町は、北海道と連携し、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の遵守の指導等に努める。
- 7 町は、防災関係機関及び施設管理者と連携し、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等、総

合的な地震安全対策を推進する。

8 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第4 主要交通の強化

町は、防災関係機関と連携し、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第5 通信機能の強化

町は、防災関係機関と連携し、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

1 町は、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関である雄武町国民健康保険病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

2 町は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第7 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第8 液状化対策等

1 町は、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

3 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第9 危険物施設等の安全確保

町は、防災関係機関と連携し、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の

耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第10 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

第11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 北海道は、地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画及び町防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町は、その整備を重点的・計画的に進めることに努める。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動用道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝等
 - (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
 - (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - (9) 地域防災拠点施設
 - (10) 防災行政無線施設、設備
 - (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
 - (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
 - (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
 - (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第12 津波に強い地域づくり

- 1 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 国及び北海道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。北海道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。
- 3 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだ

け短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所等及び避難路・避難階段等の整備、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

- 4 町は、町防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 5 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第3節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

風水害等災害対策編「第4章 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」を準用する。

第4節 防災訓練計画

風水害等災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用するほか、次により実施する。

第1 訓練の種別

町は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施する。

- 1 地震・津波に係る避難訓練
- 2 情報通信訓練
- 3 広報訓練
- 4 指揮統制訓練
- 5 火災防御訓練
- 6 緊急輸送訓練
- 7 公共施設復旧訓練
- 8 ガス漏えい事故処理訓練
- 9 避難訓練
- 10 救出救護訓練
- 11 警備・交通規制訓練
- 12 炊き出し、給水訓練
- 13 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- 14 災害偵察訓練等

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

風水害等災害対策編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

風水害等災害対策編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

風水害等災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

風水害等災害対策編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、次により実施する。

第1 避難誘導體制の構築・整備

町は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、避難誘導體制の構築については、風水害等災害対策編「第4章 第6節 第2 避難誘導體制の構築・整備」に準ずるほか、次のとおり行う。

1 避難体制

特に地震・津波災害が大規模である場合の避難体制として、町と住民の役割を、次のとおりとする。

(1) 町の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し、地震・津波発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、自治会長等との連携による指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

(2) 住民の役割

地震・津波は、いつ、どこで発生するか分からないため、また、地震・津波の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、町の避難指示を待っていては避難すべき時期を逸することも考えられる。

このため、住民は地震が発生し、また、津波が発生するおそれがある場合で、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難所、避難方法を良く熟知し、地震・津波発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

風水害等災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 情報収集・伝達体制整備計画

風水害等災害対策編「第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」を準用する。

第11節 津波災害予防計画

第1 基本方針

津波災害対策の検討に当たっては、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や北海道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や防災ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

また、町は、これらの予防対策の実施に関し、北海道に支援を要請するものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1) 海岸保全対策

町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期する。

(2) 漁港整備事業

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 網走地方気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化するものとする。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 町は、北海道が整備した防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）を活用し、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに、公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、屋外拡声器、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し、実施する。

(5) 津波防災訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会等の各種普及・啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 津波防災教育

特に沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町は、広報誌等を活用し、津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 住民に対する周知事項

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応を取る。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- カ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- キ 津波警報等の発表時取るべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報から発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めない。
- シ 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- ス 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールを日頃から取り決めておく。

(2) 船舶関係者に対する周知事項

- ア 強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - (ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - (イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を緩めず、岸壁等に近づかない。

(3) 漁業地域において周知を図る事項

- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、津波警報等が解除されるまで避難海域で待機する。

第3 学校等教育関係機関における津波防災教育

学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ、継続的な防災教育に努める。旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく町内全地域で行う必要がある。

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努めるとともに、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

さらに、福祉館等の社会教育施設の活用等により、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第4 津波を想定した防災訓練の実施

東日本大震災では、実際に避難所に避難した住民は、ほとんどが事前に避難訓練に参加した人たちであり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。このため、町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波を想定した実践的な訓練を行うよう努める。

第5 要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段、消防団体等の装備や避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実に努める。

さらに、高齢者や障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者

に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

第12節 火災予防計画

第1 基本方針

町は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等、火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図る。

第2 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第3 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要なことから、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 予防査察の強化指導

町は、消防機関と連携し、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第5 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第6 消防計画の整備強化

紋別地区消防組合消防署雄武支署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について、次の事項に重点を置くものとする。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第13節 危険物等災害予防計画

第1 基本方針

町は、防災関係機関と連携し、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に努める。

第2 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の指導監督の強化
- 2 事業所等の指導監督における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第3 危険物保安対策

- 1 事業者
 - (1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
 - (2) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。
- 2 町（紋別地区消防組合消防署雄武支署）、北海道
 - (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
 - (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。
- 3 北海道警察
必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- 4 北海道産業保安監督部
鉱山における高圧ガス、石油貯蔵タンク、パイプライン等の危険物については、適切な保安措置、管理、取扱作業に対する従業員への保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導するほか、立入検査等により保安対策について指導監督を行うもの

とする。

第4 火薬類保安対策

1 事業者

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、北海道に報告するものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (4) 事業者の予防対策について指導監督する。

3 北海道

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

4 北海道警察

- (1) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置を取るよう要請するものとする。
- (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため、必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。
- (3) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安

定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

5 町（紋別地区消防組合消防署雄武支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第5 高圧ガス保安対策

1 事業者

- (1) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官に届け出るものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

3 北海道

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- (3) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

4 北海道警察

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

5 町（紋別地区消防組合消防署雄武支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第6 毒物・劇物災害対策

1 事業者

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 毒劇物が飛散するなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

2 北海道

- (1) 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

3 北海道警察

必要に応じ、毒物・劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

4 町（紋別地区消防組合消防署雄武支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第7 放射性物質災害対策

1 事業者

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、紋別地区消防組合消防署雄武支署等関係機関へ通報するものとする。

2 町（紋別地区消防組合消防署雄武支署）

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 北海道警察

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。

第 14 節 建築物災害予防計画

風水害等災害対策編「第 4 章 第 9 節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次により実施する。

第 1 建築物の防災対策

1 市街地建築物の不燃化

町は、必要に応じて、北海道より情報提供を受け、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実等、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等、技術者の育成に努める。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上 3 階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

6 被災建築物の安全対策

- (1) 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 町は、北海道と連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及・啓発等を行う。

第 15 節 土砂災害の予防計画

風水害等災害対策編「第 4 章 第 16 節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第 16 節 液状化災害予防計画

第 1 基本方針

近年、埋立等による土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い、以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にあるため、町は、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防に努める。

第 2 液状化対策の推進

1 町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

2 液状化対策の調査・研究

町は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の主な対策は、次のとおりである。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して、知識の普及・啓発を図る。

第 17 節 積雪・寒冷対策計画

風水害等災害対策編「第 4 章 第 17 節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第 18 節 業務継続計画

風水害等災害対策編「第 4 章 第 18 節 業務継続計画」を準用する。

第 19 節 複合災害に関する計画

風水害等災害対策編「第 4 章 第 19 節 複合災害に関する計画」を準用する。

第5章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達すべき地震・津波情報を、速やかに住民、関係機関に伝達する。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れがくる前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、町等に提供される。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町等に伝達される。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を無線（戸別受信機を含む。）等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第3 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想される
とき発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を速やかに推定し、これら
をもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に
津波警報等を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発
表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対して
は、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波
警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想さ
れる津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態である
ことを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、
その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される
津波の高さも数値で発表する。津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時
刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震 の場合 の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報・注意報が解除されるまで避難を続ける。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報・注意報が解除されるまで避難を続ける。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高い所でも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (地域速報版)	次のいずれかを満たした場合に、一つの地震に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国詳細版、地域詳細版)	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(地域速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測情報、緊急地震速報の詳細、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地方公共団体等が行う災害予防に係る活動を支援するため、定期的に提供される資料で、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	地方公共団体等が行う災害予防に係る活動を支援するため、定期的に提供される資料で、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 【発表される津波の高さの値は、「第3 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照】
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報(特別警報)又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1m を超える	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値[※]）の発表内容】

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3m を超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m を超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【津波情報の留意事項等】

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる

場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

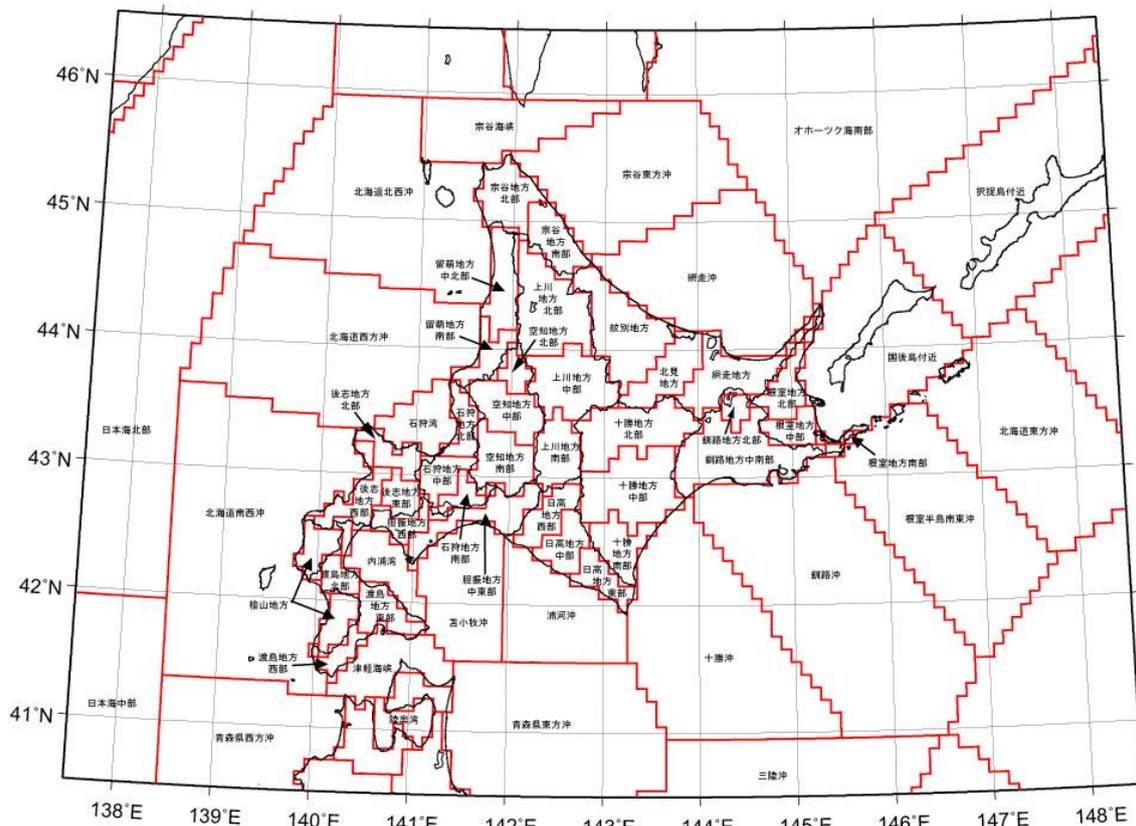
- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第4 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

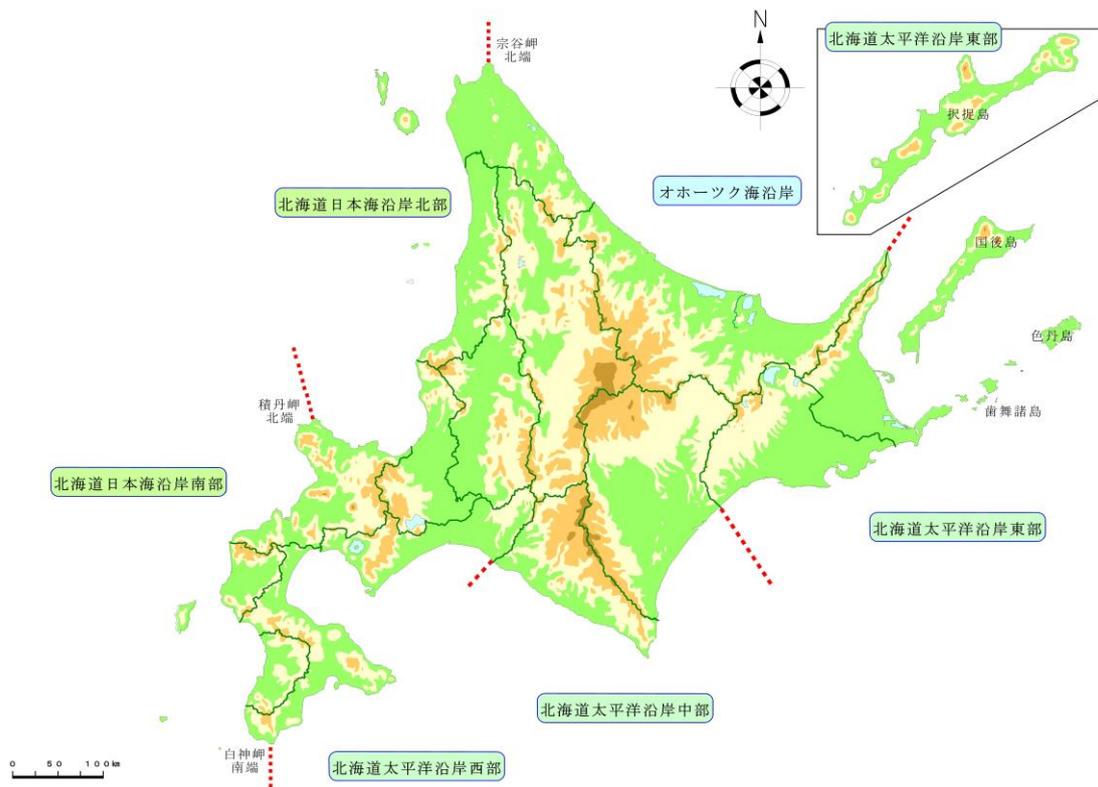
1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



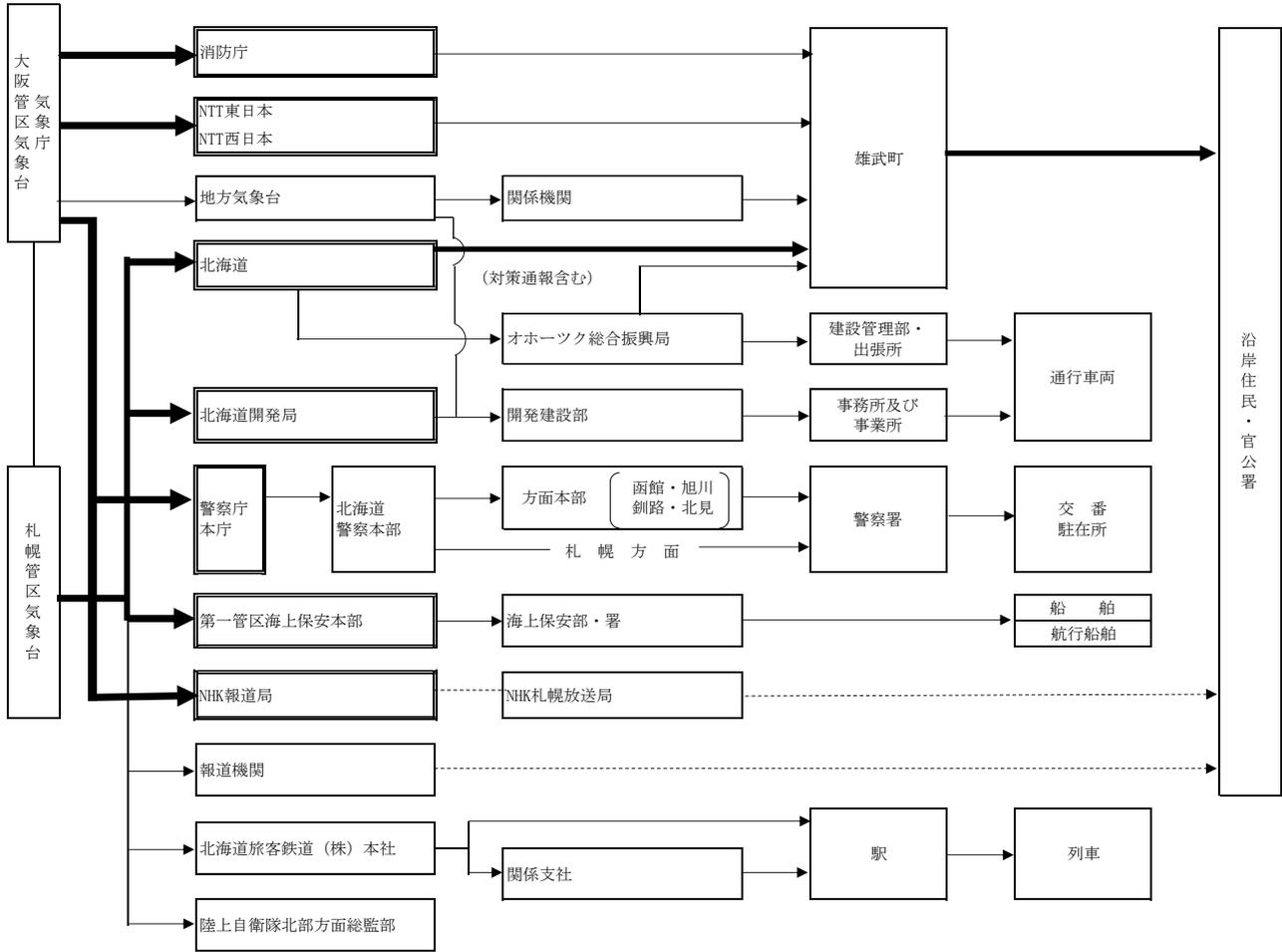
2 震央地名



3 津波予報区



第5 津波警報等の伝達



※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達
 は、放送
 は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

- ・ NTT 東日本及び NTT 西日本には、津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報
- ・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

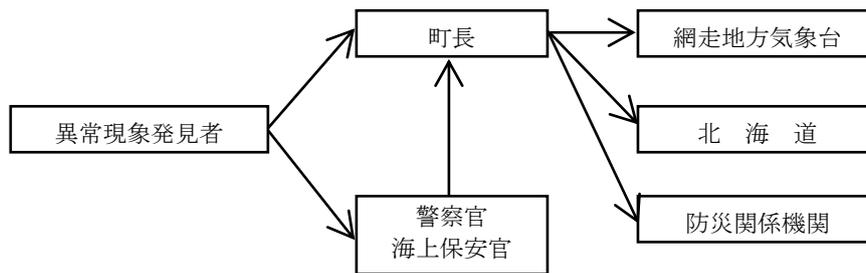
第6 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに北海道及び網走地方気象台等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図



第7 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等で受信した緊急地震速報を無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努める。

2 町は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

4 町は、防災関係機関が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集するとともに、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、町から北海道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、被災地への町職員の派遣、各種通信手段の効果的活用等、多様な手段により被災情報等の把握に努める。

第8 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節で「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町は、北海道及び防災関係機関等が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

特に、町から北海道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、多様な手段の効果的活用を図るほか、被災現場に町職員を派遣するなど、被災情

報等の把握に努める。

1 町の災害情報等の収集及び連絡

- (1) 町長は、災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

- (2) 町長は、特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

2 災害等の内容及び通報の時期

- (1) 町本部の設置

ア 町本部を設置したときは、町本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、アの通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて町本部に連絡要員を派遣する。

- (2) 北海道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によりオホーツク総合振興局を通じて北海道（危機対策局）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要（発災後速やかに）

イ 町本部等の設置（町本部等を設置したとき直ちに）

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し（被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時）

エ 被害の確定報告（被害状況が確定したとき）

- (3) 町の報告

ア 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を北海道（オホーツク総合振興局経由）に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を北海道（オホーツク総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

イ 町は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道（オホーツク総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道（オホーツク総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき、

その状況をオホーツク総合振興局長に報告する。

ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は、通信の途絶等により北海道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

【被害状況等の報告先（北海道）】

区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課
NTT回線	TEL 011-204-5008 FAX 011-231-4314 FAX 011-251-6242	TEL 0152-41-0625 FAX 0152-44-7261
北海道総合行政情報 ネットワーク (北海道防災無線)	8-6-210-22-561	8-6-650-2191

【被害状況等の報告先（消防庁「通常時」）】

時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	TEL 03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク(※)	TEL 8-048-500-90-43423	8-048-500-90-49102
	FAX 8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

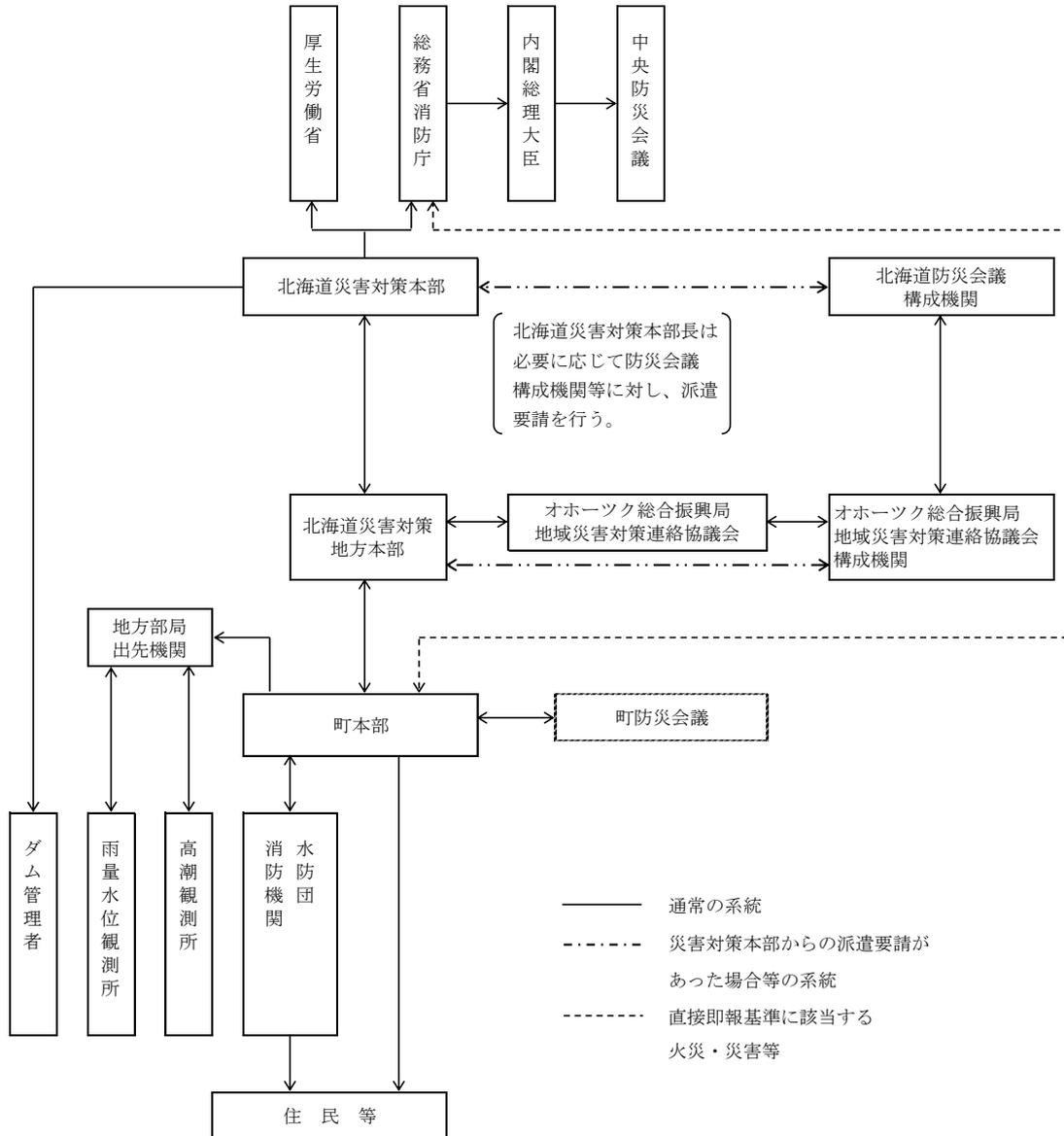
※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

【被害状況等の報告先（消防庁「消防庁災害対策本部設置時」）】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	TEL 03-5253-7510
	FAX 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク(※)	TEL 8-048-500-90-49175
	FAX 8-048-500-90-49036

※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【災害情報等連絡系統図】



第 2 節 災害通信計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 2 節 災害通信計画」を準用する。

第 3 節 災害広報・情報提供計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 3 節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第4節 避難対策計画

風水害等災害対策編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用するほか、次により実施する。

第1 避難方法

1 避難誘導

- (1) 避難誘導は、町の職員、消防職員・消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるように努める。

- (2) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- (3) 町は、町職員、消防職員・消防団員、警察官等の避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間等を考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船舶等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は北海道に対し、応援を求める。
- (3) 北海道は、上記要請を受けたときは、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- (4) また、北海道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公

共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第5節 応急措置実施計画

風水害等災害対策編「第5章 第5節 応急措置実施計画」を準用する。

第6節 地震火災等対策計画

第1 基本方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、町は、被災地の地元住民や自主防災組織等と連携し、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

第2 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第3 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動を円滑に実施する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒物劇物等施設）

第4 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ、相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第5 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、概ね次のとおりである。

- 1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防施設が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後には、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第7節 津波災害応急対策計画

第1 基本方針

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第2 津波警戒体制の確立

町及び関係機関は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢を取る。

1 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒態勢を取るよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

2 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒に当たるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察（興部警察署）

気象庁が津波警報等を発表した場合は、速やかに警察署を通じて関係自治体に警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒態勢を取るよう周知する。

第3 住民等の避難・安全の確保

津波警報等が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 町

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、高台等に緊急避難するよう伝達する。

2 北海道

町が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合、北海道知事は、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

3 北海道警察（興部警察署）

気象庁が津波警報等を発表した場合は、速やかに警察署を通じて関係自治体に警

報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第4 災害情報の収集

町は、北海道、北海道警察及び第一管区海上保安本部が航空機又は船艇を派遣して把握・収集した災害状況について、相互に情報の共有化を図る。

第 8 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第 9 節 広域応援・受援計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 7 節 広域応援・受援計画」を準用する。

第 10 節 ヘリコプター等活用計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 8 節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第 11 節 救助救出計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 9 節 救助救出計画」を準用する。

第 12 節 医療救護計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 10 節 医療救護計画」を準用する。

第 13 節 防疫計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 11 節 防疫計画」を準用する。

第 14 節 災害警備計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 12 節 災害警備計画」を準用する。

第 15 節 交通応急対策計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 13 節 交通応急対策計画」を準用する。

第 16 節 輸送計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 14 節 輸送計画」を準用する。

第 17 節 食料供給計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 15 節 食料供給計画」を準用する。

第 18 節 給水計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 16 節 給水計画」を準用する。

第 19 節 衣料、生活必需物資供給計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 17 節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第 20 節 石油類燃料供給計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 18 節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第 21 節 電力施設災害応急計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 19 節 電力施設災害応急計画」を準用する。

第 22 節 ガス施設災害応急計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 20 節 ガス施設災害応急計画」を準用する。

第 23 節 上下水道施設対策計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 21 節 上下水道施設対策計画」を準用する。

第 24 節 応急土木対策計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 22 節 応急土木対策計画」を準用する。

第 25 節 被災建築物安全対策計画

第 1 基本方針

町は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策を図る。

第 2 応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の 3 段階で判定を行い、3 色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3 段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア 危険

建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

イ 要注意

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

ウ 調査済

建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ

場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、北海道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）に基づき、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を実施する。

第 26 節 被災宅地安全対策計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 23 節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第 27 節 住宅対策計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 24 節 住宅対策計画」を準用する。

第 28 節 障害物除去計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」を準用する。

第 29 節 文教対策計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 26 節 文教対策計画」を準用する。

第 30 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第 31 節 家庭動物等対策計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 28 節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第 32 節 応急飼料計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 29 節 応急飼料計画」を準用する。

第 33 節 廃棄物等処理計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 30 節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第 34 節 災害ボランティアとの連携計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 31 節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 35 節 労務供給計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 32 節 労務供給計画」を準用する。

第 36 節 職員派遣計画

風水害等災害対策編「第 5 章 第 33 節 職員派遣計画」を準用する。

第 37 節 災害救助法の適用と実施

風水害等災害対策編「第 5 章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第6章 災害復旧・被災者 援護計画

第6章 災害復旧・被災者援護計画

第1節 災害復旧計画

風水害等災害対策編「第8章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

風水害等災害対策編「第8章 第2節 被災者援護計画」を準用するほか、次により実施する。

第1 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであることから、町は、その制度の普及促進にも努める。

雄武町地域防災計画【地震・津波災害対策編】

発行：雄武町防災会議（事務局：住民生活課）

住所：〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

TEL：0158-84-2121 FAX：0158-84-2844

発行年月日：令和4年8月